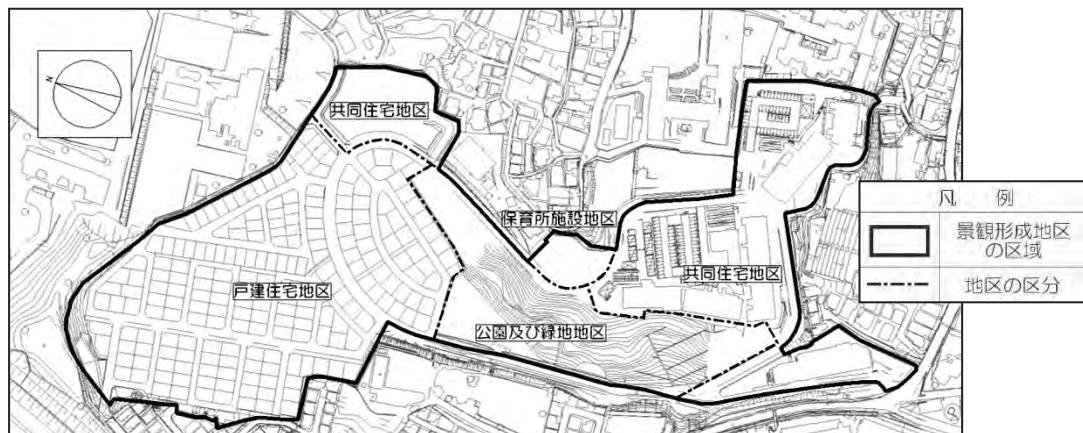


(3)長野東地区(1)

ア.位置・・・吹田市長野東、千里丘西地内 図1のとおり
イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約 8.8ha
エ.経過・・・
 1.旧要綱に基づき平成 20 年 1 月 16 日に指定、告示。
 2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成 20 年 1 月 18 日に制定、告示。
 3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成 21 年 4 月 1 日施行。
 4.平成 22 年 3 月 15 日一部変更、告示し、平成 22 年 4 月 1 日施行。
 5.平成 22 年 12 月 15 日一部変更し、平成 22 年 12 月 17 日告示、施行。
 6.令和 2 年 4 月 1 日一部変更、告示し、同日施行。
- オ.基本方針・・・
 1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
 2.落ち着いた、潤いのあるまちなみの創出
 3.地域住民の景観に対する意識の向上
- カ.基準・・・別表 1・別表 2 の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)戸建住宅地区

a.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)は明度 5.0 以下、若しくは YR(黄赤)、R(赤)系の色相は明度 5.0 以下彩度 6.0 以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 質感、素材感のある素材とする。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度 4.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (4) 質感、素材感のある素材とする。

4.敷際	(1) 壁面後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な高さ1.2mまでの構造とする。 (3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。 (4) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。
------	--

b.共通事項

- (1) 道路に面する部分は閉鎖的な空間とならないよう工夫する。
- (2) 道路からの視線を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。

c.屋外広告物

- (1) 広告物は自家用のみとする。
- (2) 表示面積の合計は1m²以下とする。
- (3) 広告物の取付位置は地盤面から3m以下とする。
- (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。

(イ)共同住宅地区

a.建築物

1.形態意匠及び素材	(1) できる限り中高木が植えられるよう前面道路の境界線から建築物を後退する。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、バルコニー、開口部、スリット等を工夫し、変化をもたせるなどの配慮をする。 (3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、明度6.0以上9.0以下とする。YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。 (5) 質感、素材感のある素材とする。
2.敷際	(1) 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) みどりの連續性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
3.駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場は、主の建築物と一体化する、デザインを合わせるなどの配慮をする。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮し、殺伐とした空間とならないよう配慮する。
4.ごみ置場	ごみ置場は、主の建築物と一体化する。別に設ける場合は、公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。

b. 屋外広告物

- (1) 広告物は自家用のみとする。
- (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
- (3) 表示面積の合計は 10 m²以下とする。
- (4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。
- (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。

(ウ)公園及び緑地地区

a. 工作物

- (1) 周辺環境と調和した意匠とする。
- (2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、周辺環境と調和した色とし、明度 8.5 以下、YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下若しくは無彩色(白～灰～黒)とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
- (3) かき又はさくの色彩は、周辺環境と調和した色とし、明度 6.0 以下、無彩色若しくは YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
- (4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

b. 共通事項

- (1) 緑地は、在来種を活かした植生を考慮し、周辺からの視認にも配慮する。
- (2) 公園は、緑地と調和し、四季を演出する植栽計画とする。

c. 屋外広告物

- (1) 広告物の高さは、1.5m以下とする。
- (2) 広告物の支柱の色彩は、無彩色(白～灰～黒)若しくは YR(黄赤)、Y(黄)系の色相は彩度 2 以下、その他の色相は彩度 1 以下とする。ただし、素材色はこの限りではない。
- (3) 表示面積は 1 基あたり 0.8 m²までとする。

(工)保育所施設地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。						
2.形態意匠及び 素材	(1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 (2) 設備類は見えにくい位置に配置する。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="536 676 1335 772"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全色相</td> <td>6.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> </tbody> </table> (5) 質感、素材感のある素材とする。	色 相	明 度	彩 度	全色相	6.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度					
全色相	6.0 以上 8.5 以下	3.0 未満					
3.敷際	(1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) フェンスの色彩は黒又は茶系とする。						
4.駐車場・駐輪場	駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場	主の建物等とデザインを合わせるなどの配慮をする。						

b. 屋外広告物

- | |
|--|
| (1) 自家用のみとする。
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
(3) 取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りでない。 |
|--|